

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部 農山村振興課	村木 満宏
施策名	2 地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課(室)	漁政課、林政課	
事業群名	① 農山漁村集落に人を呼び込む仕組みづくり	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 3,756,455	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンヅ&チュレンヅ2025 本文)		(取組項目)							
農山漁村の魅力や生活関連情報の発信、農地付住居の情報提供などにより半農半X等多様な住民の移住・定住を促進するとともに、ボランティア等都市住民との協働による地域資源の保全活動により、関係人口の拡大を図ります。 また、鳥獣被害対策、漁場の生産力向上などの取組により、暮らしやすい農山漁村の環境整備や集落機能の向上を図ります。		i) 本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大 ii) 農山漁村地域への移住・定住対策の推進 iii) 農山漁村の持つ多面的機能の維持 iv) 農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【進捗状況の分析】 【資源保全活動取組面積】 中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の維持や集落の維持に寄与している。 農地・農業用施設等の保安全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与している。
	資源保全活動取組面積	目標値①	27,714ha	28,123ha	28,532ha	28,941ha	29,350ha	29,350ha (R7)	
		実績値②	25,625ha (H30)						
		達成率②/①							—
	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数】 漁業就業者の減少や高齢化が進んでいるが、漁村地域において継続的に地域漁業の維持・再生活動に取り組むことによって、地域の活性化や新規就業者の確保・定着にもつながっている。
	地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数	目標値①	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区 (R7)	
	実績値②	80地区 (R2)						進捗状況	
	達成率②/①							—	令和3年度開始時漁業地区数 80地区

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率
				R2実績					R2目標	R2実績		
				R3計画	R3目標							
				事業実施の根拠法令条項								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)						
			所管課(室)名									
取組項目 i	○	1	ながさき森林環境保全事業	35,174	0	22,033	市町や森林ボランティア団体が行う森林づくり活動を支援することで、森林に対する意識の醸成を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスの影響により、イベントの中止や変更が相次ぎ、市町提案件数の目標を達成することができなかったが、事業実施できる範囲で、森林に対する意識向上を図ることができた。 ・12市町で市町や森林ボランティア団体が行う森林づくり活動の支援に取り組まれた結果、森林に対する意識の醸成が図られ、農山村集落における県民との協働の推進に寄与した。
				16,505	0	21,673		市町等への説明会(回)	1	1	100%	
				44,000	0	21,753			1			
			H19-R3			【成果指標】		21	22	104%		
			林政課	—	—	—	県内の市町、法人、森林ボランティア団体等	市町提案件数(件)	21	12	57%	

取組項目 ii iii iv	○	2	離島漁業再生支援費	966,777	274,753	11,931	次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①基本交付金 ・漁業の再生に関する話し合い ・漁業の生産力向上に関する取組 ・漁業の再生に関する実践的な取組 ②新規就業者に対する漁船リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動への支援	【活動指標】 実施市町数(市町)	10	10	100%	●事業の成果 ・各集落において、漁場の生産力向上に関する取組(種苗放流や藻場対策等)、漁業の再生にかかると実践的な取組(販路拡大、付加価値向上等)及び新規就業者に対する漁船・漁具のリースを実施し、離島漁業の維持・再生を図った。特定有人国境離島地域の漁業集落において、112人の雇用を創出した。	
				937,060	263,699	11,736			10	10	100%		
				1,040,954	291,415	11,780			10				
			H17-										
			漁政課	—	—	—	離島の漁業集落		18	17	94%		
									42	43	102%		
									51				
取組項目 ii	○	3	農山村地域力向上支援事業(移住・定住)				農山村集落にモデル集落を設定し、座談会等を通じ、集落住民を主体とした受入態勢の整備や、農泊を活用したお試し移住体験を支援した。また、移住者向け集落情報「集落移住支援シート」を作成し、ホームページなどで情報発信を行った。	【活動指標】 集落移住支援シート(集落情報)の作成(集落数)				●事業の成果 ・移住者向けの集落情報「集落移住支援シート」を作成し、情報発信を行った。その結果、モデル集落への移住者は18名となった。また、8件の移住希望者に対し「お試し移住体験」を実施し、うち1件(5人)が移住につながった。	
				1,517	11	7,824			25	16	64%		
				10,512	1,250	3,926			50				
			R2-3						50	18	36%		
			農山村振興課	—	—	—	集落住民		100				
取組項目 iii	○	4	中山間地域等直接支払費	1,087,152	389,996	7,954	中山間地域等において農業生産活動を継続的に行うため、耕作放棄地の発生防止や農土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の確保を図る取組に対する支援を行った。	【活動指標】 説明会の開催(回)	12	12	100%	●事業の成果 ・中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の維持に寄与した。(中山間地域等直接支払取組面積) R元: 9,853ha→R2: 9,274ha (579ha減)	
				1,039,197	372,398	7,824			12	13	108%		
				1,114,788	403,019	7,853			12				
				農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条					26,896	25,318	94%		
				H27-						10,744	9,274	86%	
				農山村振興課	○	—	—	集落協定に基づき農業生産活動を行う農業者等		10,250			
	○	5	多面的機能支払事業	739,853	236,480	27,044	地域共同で行う農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る活動や、地域資源の質的向上を図る活動の支援を行った。	【活動指標】 説明会の開催(回)	8	8	100%	●事業の成果 ・農地・農業用施設等の保安全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与した。(多面的機能支払取組面積) R元: 15,465ha→R2: 15,539ha (74ha増)	
				744,562	238,752	26,602			8	8	100%		
				812,914	257,747	26,701			8				
			農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条					26,896	25,318	94%			
			H27-						16,562	15,539	93%		
			農山村振興課	○	—	—	農業集落		17,464				
6	○	中山間ふるさと活性化基金	3,329	0	3,182	農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民の共同活動(地域住民活動)や、この活動を推進する人材の育成、都市住民も含めた保全活動などの支援を行った。	【活動指標】 R元: 保全活動モデル地区支援(地区)	8	4	50%	●事業の成果 ・地域住民による棚田保全等のための共同活動(地域住民活動)等への支援や活動の中心となる人材育成により、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。		
			2,583	0	3,130			R2-: 指導員への啓蒙・普及活動(回数)	9	9		100%	
			2,300	0	3,142			9					
								15,000	11,363	75%			
			—						21	20	95%		
			農山村振興課	—	—	—	農業者、地域住民		21				

取組項目 iii	7	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	5,162	0	3,912	県がボランティア支援センター(NPO法人)に委託して、社会貢献に前向きな企業等を募集し、農地、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落とマッチングを行うことにより、農山村集落の住民との協働による保全活動を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・企業や集落に対し集落維持のため、ボランティア活動の推進を行い、2集落において企業とのマッチングを行い、ボランティア活動が実施された。
			9,938	0	3,927		ボランティア活動を推進した企業数(社)	24	24	100%	
		R2-6	—				【成果指標】				
		農山村振興課	—	—	—		ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数(集落)	2	2	100%	
	8	ながさき森林環境保全事業	126,236	0	22,033	未整備森林の解消を図るため、荒廃した人工林等の整備やより効率的に森林整備を進めるために必要な高性能林業機械のリース支援等を行った。	【活動指標】	1,300	1,002	77%	●事業の成果 ・未整備森林を解消することで、森林の持つ多面的機能を効果的に発揮することができた。
			65,105	0	21,672		未整備森林の整備面積(ha)	1,350	705	52%	
			165,888	0	21,753		【成果指標】	59	55	93%	
		H19-R3	—				未整備森林の整備率(%)	66	58	87%	
	林政課	—	—	—	森林所有者、森林組合、林業事業者	73					
	9	保安林等整備管理事業	7,579	7,018	18,287	森林が有する水資源のかん養機能や山地災害の防止機能など、公益的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公益上重要な森林を「保安林」に指定し、森林の適正な管理を行った。	【活動指標】	241	41	17%	●事業の成果 ・山地災害危険地区(治山事業予定地)を優先して指定を行っており、昨年度より4箇所指定箇所は増えたが、近年1箇所当りの区域面積が小口化傾向にあることや、森林所有者の確定や非農地証明の取得に時間を要したため、次年度における保安林の指定とした。 ・19箇所の山地災害危険地区において、防災工事等を行う治山事業の実施条件となっている保安林の指定を行うことができた。
			7,256	7,856	17,996		年間保安林指定面積(ha)	241	88	36%	
		—	森林法第25条				【成果指標】	50,809	50,609	99%	
林政課		○	—	—	森林所有者		保安林指定面積(ha)	50,850	50,694	99%	
							50,935				
10	県営林事業費	265,401	0	45,338	県営林5,529haについて、第13次経営計画(H31-R5)に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備を実施した。	【活動指標】	350	288	82%	●事業の成果 ・森林整備面積は80%にとどまったが、haあたりの材積量が多い森林が整備対象に多く含まれたことから、伐採材積が増え、木材売払量は105%となった。	
		242,054	0	44,597		森林整備面積(ha)	350	282	80%		
	S34-	—				【成果指標】	12,483	13,119	105%		
	林政課	—	—	—		県	木材売払量(m³)	12,483	13,128		105%
							12,483				
11	森林環境譲与税事業費	1,261	0	6,761	新たな森林管理システム(経営管理が行えない森林について市町が仲介役となり森林整備を行う仕組み)を進めるため、地域林政アドバイザーを育成し市町の実施体制を支援する。また、市町が同アドバイザーを活用した林地集約化の取組を推進する。	【活動指標】	18	34	188%	●事業の成果 ・県で実施した地域林政アドバイザー研修会により登録者は34名となっている。令和2年度はリモートによる市町の取り組み事例報告会を開催し、13市町が参加し、残りの8市町に資料提供を行った。 ・9地域(市町)で、地域林政アドバイザーの活用に取り組みられた結果、新たな森林管理システムによる林地集約化が推進され、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。	
		2,992	2,992	6,651		R元:市町及び地域林政アドバイザーへの説明会(回)	1	1	100%		
		5,049	5,049	6,676		【成果指標】	2	6	300%		
	R元-3	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条 森林経営管理法第49条				地域林政アドバイザーの活用地域延べ数(地域)	4	9	225%		
	林政課	○	○	—		森林所有者	9				

取組項目 iv	○	12	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費	669,035	32,521	31,296	「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策(以下、「3対策」)を地域ぐるみで進めるため、市町が取り組む事業への補助を行なうとともに、イノシシ被害の大きな地区や被害防止対策が不十分な地区において、集落環境点検をもとにした総合的な被害防止対策の実施を支援した。 また、鳥獣の被害情報、防護柵の対策情報を一元化するマップを活用し、市町による戦略的な3対策を企画・実践できる体制の構築に向けて、2市でシステム検証に取り組んだ。	【活動指標】 情報活用による被害対策の研修会(回)	3	3	100%	●事業の成果 ・重点指導地区において、防護柵の設置や捕獲体制が整備されるなど、地域ぐるみでの対策実施につながった。県内の農作物被害額は被害のピーク時に比べて2割以下に減少している。 ・市町職員や捕獲従事者を対象としたシステム研修会等の開催や、2市でのシステム検証により、システムの改良・実用化に資することができた。
				1,046,097	21,061	31,412			【成果指標】 マップ化システム活用市町数(市町)	2	2	
			R2-4	○	—	—		10				
			農山村振興課	○	—	—		市町、鳥獣対策協議会等				
	13	鳥獣保護費	1,194	1,194	3,818	野生鳥獣の適正管理を目的として、休猟区の設定や休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行った。	【活動指標】 放鳥地区選定のための協議(回数)	3	3	100%	●事業の成果 ・休猟区9ヶ所、捕獲禁止区域3ヶ所、特定猟具使用禁止区域84ヶ所の指定により、適切な野生鳥獣の管理が行われている。	
			1,323	1,323	2,974			3	3	100%		
			1,293	1,293	2,985			【成果指標】 キジの放鳥地区数(地区)	3	3		
		—	—	—	3		3		100%			
		農山村振興課	○	—	—		休猟区					
	14	狩猟取締費	7,891	7,891	9,227	有害鳥獣の捕獲のための狩猟免許所持者の確保や捕獲時の違反、事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を行った。	【活動指標】 狩猟免許試験実施地区数(地区)	6	6	100%	●事業の成果 ・県内各地で狩猟免許試験を実施し、延べ272名が新たに狩猟免許を取得した。	
			7,689	7,689	6,729			6	8	133%		
			8,040	8,040	6,754			【成果指標】 狩猟免許所持者数(人)	3,000	3,583		
		—	—	—	3,000		3,637		121%			
		農山村振興課	○	—	—		狩猟免許所持者	3,000				
	15	野生鳥獣管理事業費	13,218	0	3,659	イノシシやシカなど生息数が増加し、被害が深刻化している野生鳥獣の管理のため、捕獲技術の向上や生息数の把握を行った。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、シカの集中的な捕獲に取り組んだ。	【活動指標】 捕獲技術講習会の開催回数(回)	6	6	100%	●事業の成果 ・新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施し、安全で適正な捕獲の推進が図られた。シカの生息調査を行った結果、東北地域の生息密度がやや増加しており、継続した個体数管理の必要性が確認された。	
14,415			2	2,817	6			2	33%			
20,062			52	2,828	【成果指標】 捕獲技術講習会の受講者数(人)			100	129	129%		
H29-R3		○	—	—			100	73	73%			
農山村振興課		○	—	—	捕獲従事者等		100					

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

#### i 本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大

##### ●実績の検証及び解決すべき課題

多くの県民に森林づくり活動に参画してもらうことで、森林を守り育てる意識の醸成と農林業に対して理解を深めるきっかけとなっている。令和2年度の森林ボランティア団体数は43団体あり、令和元年度から4団体増加したものの、人員不足や技術力不足で悩む団体も多い。

集落外の住民を積極的に受け入れる集落もあるが、受入に否定的な集落も存在するため、十分な意向の確認と取組を進める必要がある。

企業の求めるCSRやSDGsなどによる企業のイメージアップ戦略と集落との協働活動を合致させることができるように企業に対する働きかけの工夫が必要。

##### ●課題解決に向けた方向性

県民共有の財産である森林を社会全体で支える気運の醸成を図るためには、森林ボランティア支援センターを活用した技術・技能研修や情報発信、市町との連携などにより、より一層の森林ボランティア団体の育成や活動支援を行うとともに、県民や子どもたちへの森林教育・木育を推進していく。

市町を通じ、取組意欲の高い集落を優先して推進を行う。  
ボランティアに対する意識が企業により異なるため取組意欲の高い企業に、優先して推進を行う。

<p>ii 農山漁村地域への移住・定住対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>市町の移住対策は、市町の農林部以外が所管していることから、部局横断的な連携による働きかけが必要である。また、「集落移住支援シート」についてはモデル集落25集落中16集落の作成にとどまっておらず、今後、更に移住希望者に必要な集落情報について、シートの策定推進や、既にシートを作成した集落においても、集落住民が主体となり、集落の魅力や空き家、地域内の就業、学校、病院などの各種情報の洗い出しなど情報の充実が必要である。集落移住支援シートを作成し、県ホームページに掲載しているが、アクセス数が少なく県内移住希望者への情報発信や農山村集落へ関心を高める内容の充実が必要。</p> <p>漁村地域においては、豊かな自然環境、四季折々の新鮮な水産物、特徴的な水産加工や文化等の様々な地域資源を有しているが、移住・定住対策を推進するうえで、これらの地域資源を十分に活用した取組のほか、新規漁業就業者が着業しやすい環境整備や漁業・海業への取組が継続されることで、漁村地域が持続的に発展することが必要。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>地域づくり推進課と連携し、局ごとの連携会議を開催するとともに市町に対して再度、農林部の取組説明と連携を要請する。情報発信については、先住者が種火となり、SNS等により暮らしぶりや集落の魅力を発信するとともに、農山村の魅力を動画作成し、情報発信を強化する。また、モデル集落のフォローアップの中で、「集落移住支援シート」の情報の充実により呼び込みの強化を図る。</p> <p>さらに、空き家情報については、空き家活用団体(五島市、雲仙市、南島原市)、市町空き家バンクの活用、また、集落住民が知る潜在的な情報を座談会や集落点検で洗い出すとともに、情報管理・活用等について市町と検討していく。</p> <p>漁業の再生にかかる実践的な取組や新規漁業就業者への漁船等のリース、起業や事業規模拡大について、引き続き、国や市町と連携して支援していく。</p>
<p>iii 農山漁村の持つ多面的機能の維持</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>中山間地域等直接支払交付金の取組により集落での自立的かつ継続的な農業生産活動等の実施に寄与したが、担い手の不足、高齢化により、第4期対策から第5期対策への移行年度であるR2年度に取組が減少した。</p> <p>多面的機能支払交付金事業の取組は、農地・農業用施設等の保安全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与しているが、事務手続きの煩雑さ等から5年毎の計画更新時に取組面積が減少している。</p> <p>中山間ふるさと活性化基金の取組は、中山間農業地域の住民活動である棚田まつり等の支援等を通じ、集落の活性化に寄与しているものの、今後は交流活動だけでなく、農山村集落が抱える課題の解決に直接つながる取組を実施するなど、活動の充実を図る必要がある。</p> <p>保安林指定においては、特に、防災機能上重要な森林の指定について、地域に精通している市町との連携を強化し、指定促進を図ったが、小面積区域の指定が多く、大面積区域の地元調整が遅れ森林所有者の同意が得られず、36%の進捗率にとどまった。</p> <p>新たな森林管理システムを推進するためには経営管理されていない森林の所有者と市町が森林整備に合意する必要があるが、事務作業や現地調査などマンパワーが必要であるが、市町には林業専門の職員はいない上、実務経験が少ない。そのため、市町を支援するために国が創設した地域林政アドバイザーを県内でも育成してきたが、市町が制度初期ということもあり、十分な活用が図られていない。</p> <p>森林の持つ多面的機能を継続的に発揮させるには、適正な森林整備を行う必要があるが令和元年度までに約5万1千ヘクタールの未整備森林が解消されている一方で、手入れ不足の森林が多く存在しており、限られた人員の中で、より多くの未整備森林を解消していくには、森林整備の作業効率を上げる必要がある。</p> <p>漁業と漁村は魚介類を供給する役割だけでなく、「自然環境を保全する機能」、「国民の生命・財産を保全する機能」のほか様々な機能があるが、漁村の人口減少や高齢化が進めば、これら多くの機能の発揮に支障が生ずることが懸念されるため、漁業者の活動が持続的に行われ、漁村の活性化を図ることが必要。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>中山間地域等支払交付金については、国の第5期対策における新たな加算措置や制度緩和措置等の活用を推進するとともに、担い手不足、事務負担軽減のため組織の広域化と事務の集約化、さらに多面的機能支払交付金事業のみ取り組んでいる活動組織に対し、新規取組等の推進を図る。</p> <p>多面的機能支払交付金事務の担い手不足及び高齢化による活動継続の断念を回避するため、組織の合併・再編及び事務の集約化を推進する。</p> <p>中山間ふるさと活性化基金については、外部人材等を活用した農地等地域資源の保安全管理など、集落の維持・活性化につながる取組を推進する。</p> <p>保安林の指定箇所を治山施工予定地の指定と地域森林計画書に記載されている予定箇所を優先的にすることで、計画的な指定を促進していく。</p> <p>新たな森林管理システムにおいて地域林政アドバイザーからも意見をもらい活動につながるようなマッチングを進めるとともに、業務の一連の流れや先進事例をとりまとめて示すことで、市町を支援していく。</p> <p>森林整備の作業効率を上げるために、必要な時に高性能林業機械を使えるよう、リースの支援を行う。また、その機能を十分に発揮させるために必要な路網整備を支援していく。</p> <p>種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等、漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組について、引き続き、国や市町と連携して支援していく。</p>

iv 農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり

●実績の検証及び解決すべき課題

野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害の6割を占めるイノシシを中心に、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策の実践を推進してきた結果、農作物被害額は減少しており、令和元年度は142百万円となっている。  
 しかしながら、3対策の担い手の高齢化、減少等が懸念される中、防護柵の設置状況や捕獲状況、被害発生状況等の見える化による、効果的・効率的な3対策の推進が必要である。  
 ニホンジカについては市町による有害鳥獣捕獲に加えて、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲を進めているところであるが、対馬、五島列島は依然として生息密度が高く、農業被害のほか、森林の下層植生の食害等による生態系被害も問題となっている。  
 漁業者は漁業活動を健全に行うことで国境の監視機能を発揮し、海難事故が発生した際は救助活動等をおこなってきたが、今後も漁業活動が持続的に行われることでこれら機能が発揮されることが必要。

●課題解決に向けた方向性

地域ぐるみで行う防護柵の設置等の3対策への支援を継続するとともに、鳥獣の被害情報、防護柵の対策情報を一元化するマップを活用した、効率的・効果的な対策の推進に取り組む。  
 ニホンジカについては、餌誘引による捕獲などの効果的捕獲技術の研修を行うことで、捕獲従事者等々の技術向上を図るとともに、集中的な捕獲の実施により、捕獲圧を高めていく。  
 漁業活動の持続性を確保するため、漁業の再生に関する実践的な取組や漁場の監視活動について、引き続き、国や市町と連携して支援していく。

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	事業構築の視点	令和4年度事業の実施に向けた方向性	
			事業期間			見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	ながさき森林環境保全事業	—	⑧	令和3年度終了予定事業であるが、県民参加の森林づくり事業や市町と連携したふるさと森林づくり事業は、森林ボランティアの育成、森林に対する県民意識の醸成に必要であることから、引き続き事業を推進するとともに、県民や子どもたちへの森林教育・木育のより一層の推進を図るため、終期を延長し事業を拡充して実施する。 また、国の環境譲与税と県の環境税とが両輪となり、森林の保全を図るよう、そのあり方について検討していく。	拡充
			H19-R3				
			林政課				
取組項目 ii iii iv	○	2	離島漁業再生支援費	—	⑤⑧	市町が策定した離島漁業集落活動促進計画(令和2年度～令和6年度)に沿って、より高い事業効果が得られるよう、国や市町など関係機関と協力して漁業集落に対する支援指導を行っていくとともに、令和3年度で終期を迎える特定有人国境離島漁村支援交付金においては、国の予算要求とこれに伴う見直し状況をふまえ、雇用の創出により効果的な活用を図ることができるよう、支援を検討していく。	改善
			H17-				
			漁政課				
取組項目 ii	○	3	農山村地域力向上支援事業(移住・定住)	—	②	令和3年度終了予定であるが、移住希望者に向けた情報発信が十分ではないため、モデル集落の情報を掲載した「集落移住支援シート」の内容を充実するとともに、令和3年度に作成したPR動画を活用し、移住希望者に向けた情報発信を強化することで農山村集落への移住を促進する新たな事業構築を検討していく。	終了
			R2-3				
			農山村振興課				
取組項目 iii	○	4	中山間地域等直接支払費	—	④⑤⑧	中山間地域等直接支払制度においては、引き続き、市町と連携し、取組継続・拡大に向けた提案や働きかけを行う。さらに、取組面積の拡大として、多面的機能支払交付金事業にのみ取り組んでいる組織に対して、新規取組が図られるよう推進する。また、多面的機能支払交付金事業と連携した広域化や新たな加算措置等の活用を推進する。	改善
			H27-				
			農山村振興課				
取組項目 iii	○	5	多面的機能支払事業	—	②⑤	多面的機能支払交付金の取組断念の主な原因は、事務の煩雑化及び事務担当の高齢化等に伴う担い手不足であり、これまで農地法面の草刈や水路の泥上げなどの実践活動には取り組んでいたが、事務処理が困難になったために取り組みを断念している状況である。このため、事務の担い手確保を目的とした活動組織の合併及び広域化を推進するとともに、単独では取組困難であった集落を組織に参画促進することで、取組面積の拡大を推進していく。	改善
			H27-				
			農山村振興課				

取組項目 iii	6	中山間ふるさと活性化基金	—	②⑤	市町に対して事業内容や指導員の役割を十分に説明することで指導員の掘り起こしを推進するとともに、「ボランティアと農山村集落の協働による集落維持活動事業」による関係人口の増加等新たな人材の呼び込みを図る。	改善	
		—					
		農山村振興課					
	7	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	—	②	令和4年度は、ボランティアに取り組む企業や団体の募集の拡大と集落との協働活動事業取組状況等の情報発信、及び継続的なシステムを構築するなどの支援を行う。	現状維持	
		R2-6					
		農山村振興課					
	8	ながさき森林環境保全事業	実施率が低い事業内容について、県民が活用しやすいように補助金額の範囲や申請手続きを見直した。	⑧	本事業は令和3年度で終了予定であるが、R元年度から国の環境譲与税を財源とする新たな制度が施行され、当該制度は市町が主体となって取り組む事業であることから、その取組状況を把握するとともに、国税と県税の双方を有効活用し、事業を推進できるよう、第4期ながさき森林環境保全事業の開始されるR4年度までにそのあり方について検討していく必要があるため、終期を延長し事業を拡充して実施する。	拡充	
		H19-R3					
		林政課					
	9	保安林等整備管理事業	—	②	水源かん養機能や山地災害防止機能等が高い森林を保全し、その維持・機能の発揮を図るため、保安林指定を推進する。 このため、引き続き、山地災害危険地区や水源かん養等の公益的機能の高い森林については、保安林指定と併せて森林整備の推進を図る。 なお、R元年度の指定予定地調査に先立ち、従来の単年度計画による指定を見直し、R元年度以降は3か年の指定計画表を作成し、目標達成に向けた円滑な調査による計画的な指定を行うこととした。 R4年度事業実施に向け、各振興局や市町と保安林の指定推進のための会議を開催するとともに、地元説明会も開催し、災害発生箇所の指定等を推進する。	改善	
—							
林政課							
10	県営林事業費	第13次経営計画に沿い、森林が有する公益的機能の維持増進を図るとともに収益性を考慮した搬出間伐の実施を着実に進める。	②	県営林については、年間実施計画を公表し、事業者が受注しやすいよう早期発注を行う等の改善を行い、引き続き第13次経営計画に則り事業を実施する。	改善		
	S34-						
	林政課						
○	12	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費	—	②	「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策をより効率的に進めるため、鳥獣の被害情報、防護柵の対策情報を一元化するマップの活用等により、各地域での戦略的な対策を強化する。	改善	
		R2-4					
		農山村振興課					
取組項目 iv	13	鳥獣保護費	—	⑨	令和4年度から第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、休猟区を設定し、制札の設置や既存休猟区の制札の維持管理など、休猟区の適切な管理を実施する。また、休猟区における繁殖用のキジの放鳥を実施する。	現状維持	
		—					
		農山村振興課					

取組 項目 iv	14	狩猟取締費	—	③	狩猟や有害鳥獣捕獲における法令順守や事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を実施する。	現状維持
		—				
		農山村振興課				
	15	野生鳥獣管理事業費	—	⑨	令和3年度に終了予定だが、被害が深刻化している野生鳥獣の管理が引き続き必要な状況であるため、生息数の把握を継続して行うとともに、捕獲技術の向上や効率的な捕獲方法の導入等による更なる捕獲強化につなげる、新たな事業の構築を検討していく。	終了
		H29-R3				
		農山村振興課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点